

平成17年2月 定例会（第274回）  
3月25日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書（案）

平成17年 2月 定例会（第274回）

平成十七年

第二百七十四回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成十七年三月二十五日（金曜日）午後一時三分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十四名）

一番 井岡正徳	二番 浅川清仁
三番 上村庄三郎	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 欠員	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 菅野泰功
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三三番 欠員
三四番 国中憲治	三五番 秋本登志嗣
三六番 小泉米造	三七番 飯田 正
三八番 米田忠則	三九番 松井正剛
四〇番 出口武男	四一番 新谷紘一
四二番 小林 喬	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

欠席議員（二名）

三二番 大保親治	四三番 服部恵竜
----------	----------

議事日程

- 一、奈良市内発生の子供の誘拐・殺人並びに死体遺棄事件解決に伴う感謝状贈呈式
- 一、会議録署名議員指名
- 一、議第一号から議第四十五号、議第九十号から議第九十九号、報第二十五号、報第二十六号、及び請願第九号から請願第十三号、並びに請願第六号及び請願第七号
- 一、意見書決議
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、議員派遣の件

-----  
△奈良市内発生の子供の誘拐・殺人並びに死体遺棄事件解決に伴う感謝状贈呈式

○議長（米田忠則） 初めに、奈良市内発生の子供の誘拐・殺人並びに死体遺棄事件解決に伴う感謝状贈呈式を行います。

◎事務局次長（池田征彦） 栢本特別捜査本部長、どうぞお入りください。

ただいまから、奈良市内発生の子供被害にかかる誘拐・殺人並びに死体遺棄事件特別捜査本部に感謝状の贈呈を行います。

代表されまして栢本特別捜査本部長、どうぞ演壇にお進みください。

（議長米田忠則、栢本特別捜査本部長に感謝状朗読）

感謝状

奈良市内発生の子供被害  
にかかる誘拐・殺人並びに 殿  
死体遺棄事件特別捜査本部

貴本部は平成十六年十一月十七日奈良市内で発生したIT社会の事犯として全国を悲しみと不安に陥れた子供の誘拐・殺人並びに死体遺棄事件に際し合理的かつ科学的に周到的確な捜査を遂げられ早期に被疑者を逮捕し警察に対する信頼を高められました。ここにそのご功績をたたえご労苦に対し感謝の意を表します

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

（感謝状贈呈、拍手起こる）

◎事務局次長（池田征彦） 次に、栢本特別捜査本部長より謝辞があります。

◎特別捜査本部長（栢本隆博） （登壇）ただいま感謝状をいただき、大変光栄に思っております。

この事件は、奈良県民はもとより、全国を震撼させましたもので、特捜本部の捜査員をはじめ全職員が一丸となって、捜査並びに再発防止対策等に懸命に取り組んだところでございます。また、県民の皆さんや全国の多くの方のご協力によりまして年内に被疑者を逮捕することができ、その後事件の全容を解明することができたものであります。

今回感謝状をいただきましたことによりまして、職員の苦勞が報われるとともに、職員はもとより、県民の皆さんにも喜んでいただけるものと確信しております。

今後この種の犯罪の抑止に努め、県民が安全で、また安心して暮らせるよう、最大限の努力をいたしますので、引き続きご指導、ご鞭撻、よろしくお願い申し上げます、謝辞といたします。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長(米田忠則) これをもちまして感謝状贈呈式を終わります。

-----

○議長(米田忠則) これより本日の会議を開きます。

-----

○議長(米田忠則) 初めに、会議録署名議員の指名を行います。

新たに会議録署名議員として、三十四番国中憲治議員を指名します。

被指名人にご異議がないものと認めます。

-----

○議長(米田忠則) この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----

○議長(米田忠則) 次に、監査委員から、財務監査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----

○議長(米田忠則) 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----

△財第七十九号

平成十七年三月二十五日

奈良県議会議長 米田忠則殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第九九号 町村を廃して市を設置することについて

以上のおり提出します。

-----

△議第九十九号

町村を廃して市を設置することについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定による申請に基づき、平成十八年一月一日から宇陀郡大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村を廃し、その区域をもって宇陀市を設置することについて、同項の規定により議決を求める。

平成十七年三月二十五日提出

奈良県知事 柿本善也

-----  
○議長（米田忠則） 次に、平成十六年度議案、議第九十九号を議題とします。

知事に追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（柿本善也）（登壇）ただいま提出いたしました議第九十九号は、平成十八年一月一日から、大宇陀町、菟田野町、榛原町及び室生村を廃し、その区域をもって宇陀市を設置することについての議案であります。

何とぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご議決いただきますようお願い申し上げる次第であります。

○議長（米田忠則） この際、お諮りします。

ただいま上程中の議第九十九号については、質疑を省略し、直ちに総務警察委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

△午後一時十分休憩

-----  
△午後二時三分再開

○議長（米田忠則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成十七年度議案、議第一号から議第四十五号、及び平成十六年度議案、議第九十号から議第九十九号、報第二十五号、報第二十六号、及び請願第九号から請願第十三号、並びに去る十二月定例会より継続審査に付されておりました請願第六号及び請願第七号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長長の報告を求めます。――四十一番新谷紘一議員。

◆四十一番（新谷紘一）（登壇）予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月十一日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十七年度奈良県一般会計予算」、「平成十七年度奈良県立医科大学費特別会計予算」ほか十五特別会計予算及び条例その他の議案並びに「平成十六年度奈良県一般会計補正予算（第四号）」、「平成十六年度奈良県証紙収入特別会計補正予算（第一号）」ほか二特別会計補正予算及びその他の議案について、議会の持つ審査・監視機能の重要性を踏まえ、

知事をはじめ関係理事者の出席のもと、六日間にわたり鋭意審査並びに調査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることといたします。

まず、平成十七年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十七号についてであります。歳入面では、「三位一体の改革」による国庫補助負担金の減少等による影響額と、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金による措置額との差額が約十四億円のマイナスとなるほか、地方交付税と臨時財政対策債との合計額においても、本年度当初予算に対して百五億円の大規模な減少となりました。県税収入は六十億円の増が見込まれるものの、既に本年度において、地方交付税等が二百五十三億円削減された影響はそのまま継続されており、一方、歳出面では、教育、福祉、健康、安全・安心、環境、文化、産業、基盤整備などの各分野において引き続き相当額の財政需要が見込まれるなど十六年度を上回る極めて厳しい財政状況となっております。

このため、「新行財政改革大綱」「財政健全化指針」等への取り組みを一層推進することを基本とし、特に財政特別点検を開始するなど、行政全般にわたって制度論を含む見直しを実施されたところでもあります。すなわち、引き続き職員定数の削減をはじめ人件費の縮減に努め、また、公債費についても平準化措置を講じるほか、事務事業評価による見直し、マイナスシーリング、施策・事業の重点化など、特別会計も含めて幅広い歳出の合理化を進められたところでもあります。それでもなお不足する財源については、財源対策債や地域再生事業債を発行するとともに、さらに財政調整基金及び県債管理基金を合計百五十億円取り崩すことにより、収支の均衡を図られたところでもあります。

このように著しく厳しい財政環境のもとではありますが、「奈良県新総合計画後期実施計画」をもとに、現在策定中の「新長期ビジョン」を視野に入れ、今後の県政運営の戦略資源である「人」「県土」「遺産」を活用しながら、「平城遷都一三〇〇年」に向けた取り組みをはじめ、当面する諸政策課題に最大限の取り組みを行うこととされ、また、各般にわたり、きめ細かい配慮を行いながら、新年度予算案が編成されたものと評価するところでもあります。

これらの結果、新年度の一般会計の予算案の規模は、四千七百九十億三千万円となり、本年度当初予算に対しては、三・九%の減となったのであります。なお、一般会計、特別会計及び企業会計の十七会計を合計した予算総額は、七千二百九十九億五千万円となります。

また、平成十七年度の残余の議案、すなわち議第十八号から議第四十五号の条例その他の議案についてであります。これらは主として予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改正案等の措置であり、いずれも適切なものであります。

次に、平成十六年度議案について申し上げます。

議第九十号から議第九十三号の一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案については、公共土木施設災害復旧事業、京奈和自動車道にかかる直轄道路事業負担金、県立菅原園整備事業等の円滑な事業実施を図るなど国補正予算あるいは各種事業の執行を見通した補正

措置であり、議第九十四号から議第九十八号は請負契約の締結等、報第二十五号及び報第二十六号は専決処分報告であります。これらは、いずれも必要な措置であるとの結論に達しました。

以上審査の結果、日本共産党委員ほかから、平成十七年度議案、議第三十九号については、もととなる国民保護法が戦争協力を国民に強制し、戦争を前提とした意識を醸成させるとの理由により、また、日本共産党委員から、平成十七年度議案、議第一号については、大型公共工事の推進により県民の福祉や暮らしが後退する予算であること、議第八号については、既貸付の増担保や保証人の責任を不問にしていること、議第十八号については、例外規定が多く個人情報保護が図られないこと、議第二十号及び議第二十一号については、職員の削減と不安定雇用へつながる恐れがあること、議第二十二号については、武力攻撃災害派遣手当を創設するものであること、議第二十三号については、寒冷地公署勤務職員の手当は必要であること、議第二十八号については、消費者への安全・安心な食品供給の目的が損なわれること、さらに議第十九号、議第二十六号、議第三十八号及び議第四十二号については、県民の負担増となるとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、残余の議案、すなわち平成十七年度議案、議第二号から議第七号、議第九号から議第十七号、議第二十四号、議第二十五号、議第二十七号、議第二十九号から議第三十七号、議第四十号、議第四十一号及び議第四十三号から議第四十五号並びに平成十六年度議案、議第九十号から議第九十八号及び報第二十五号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決または承認することに決しました。なお、議第九十四号については、契約過程の一部について意見があり、今後入札参加の方法等について研究をされるよう強い要望があったことを申し添えます。また、報第二十六号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁によりおおむね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとしました。なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

一 公の施設の指定管理者制度の平成十八年四月からの導入に向けて、従事する職員の処遇にも配慮しながら、民間活力の活用や利用者の利便性の向上、経費削減等の観点から、その準備を着実に進められたいこと。

一 今後の市町村合併にあたっては、いわゆる新合併特例法の趣旨に則し、市町村の自主性も尊重しながら合併の推進を働きかけられたいこと。また、合併後のまちづくりについて引き続き支援されたいこと。

- 一 地震等災害発生時の備えに万全を期すため、関係機関との連携のもと、備蓄物資の充実や学校施設の耐震化など、防災対策のさらなる充実に努められたいこと。
- 一 万葉文化館について、古代文化の情報発信・中南和地域の活性化の拠点施設として、今後とも、運営の一層の効率化や展示等にさらなる創意工夫を行われたいこと。
- 一 本県の観光振興について、宿泊施設、道路案内標識等の充実を図り、また、近隣府県、関係機関との連携を強め、世界遺産等への誘客を図るなど、平城遷都一三〇〇年に向け、国内外からの観光客の誘客に努められたいこと。
- 一 地域のバスネットワーク維持に努めるとともに、市町村によるコミュニティバス運行の支援や今後の地域生活交通のあり方について研究されたいこと。
- 一 児童虐待への対応強化のため中央こども家庭相談センターを二十四時間体制とされるが、職員の資質向上にも努め、一層迅速かつ適切な対応を図られたいこと。併せて、新たに児童相談の窓口になる市町村に対する適切な助言や関係機関との連携を十分に行われ、細かな事件も看過しない体制とすること。
- 一 生駒総合病院の閉院にあたっては、地元市、国保連合会との連携のもと、患者の不安払拭と地域医療の確保のため、引き続き対応されたいこと。
- 一 県立病院、とりわけ公立大学の法人化を検討する県立医大の附属病院においては、医薬分業をなお一層推進されたいこと。
- 一 県立医科大学の医師臨床研修制度について、研修プログラムの設定に工夫するなど、県内の医師の確保に努められたいこと。また、榛原総合病院など合併地域における医療の充実にさらに配慮されたいこと。
- 一 難病相談支援センターの開設にあたっては、数多い疾患の多岐にわたる相談内容に対応するため、幅広い難病の知識と経験を有する関係団体とも十分協議されたいこと。
- 一 大和の配置薬業の活性化に向け、医薬品の配置従事者の公的資格の創設を国に働きかけられるとともに、県薬事研究センターの研究体制などさらなる強化を図られたいこと。
- 一 骨髄バンクのドナー登録の拡大を図るため、献血併行型ドナー登録会の開催に際し、ボランティア団体との連絡調整を密にされたいこと。
- 一 県内経済の活性化と税收確保の観点から企業誘致を促進するため、いわゆるトップセールスのさらなる展開や、優遇税制の検討を進められたいこと。
- 一 障害者、特に知的障害者の就職が厳しい状況にあるが、関係部局及び教育委員会が連携を図り、職業訓練等により、一層の就労拡大が実現するよう努められたいこと。また、パートタイム労働者などの非正規就労者が増加することにより、少子化が進み、また、社会保険制度の維持困難にもつながることから、多様な雇用形態に対して社会保険の加入を促進するなど労働環境の整備について国へ強く働きかけられたいこと。
- 一 「いこいの村大和高原」の民間事業者による運営について、当初の働く人たちを中心とした福利厚生、健康増進などの目的に配慮し、雇用の安定と地域経済の振興及び活性化に寄与するよう努められたいこと。



- 一 森林環境税の用途については、税の導入目的に沿って、事業の対象や実施内容を十分に検討されたいこと。
- 一 大和野菜、大和茶をはじめ県特産農畜産物の消費拡大に向け、生産、流通及びPRをより積極的に推進されたいこと。また、県産材の優れた品質のPRに努め、需要拡大に向け、なお一層取り組まれたいこと。
- 一 県内建設業者育成に向けて、公共工事の入札制度の改善が行われているが、より実効性のある改善に努められたいこと。
- 一 京奈和自動車道の整備促進に努め、大和・御所道路御所区間の早期着手を国に強く働きかけられたいこと。また、南阪奈道路の四車線化について、交通量の増加等の状況によっては日本道路公団に速やかな対応を働きかけられたいこと。
- 一 優れた奈良の景観の保全と創造及び活用に向けて、地域住民や関係者の理解と協力を得ながら取り組むとともに、歴史的景観の保全・向上のため、電線類の地中化を関係機関へより強く働きかけられたいこと。
- 一 県が設立に関わった第三セクター等出資団体について、設立後も継続して県の指導が及ぶよう留意されたいこと。
- 一 老朽化が進んだ県営住宅については、計画的な建て替えを促進されたいこと。
- 一 県立高校の跡地について、教育的活用だけでなく、地域での有効活用や総合的な活用も含めて早期に検討を進められたいこと。
- 一 学校の活性化を図るため、教員の長期同一校勤務の解消を計画的に進められたいこと。併せて教員の資質向上に向けた研修などに、より一層取り組まれたいこと。
- 一 学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症等の軽度発達障害の児童生徒の状況把握に努めるとともに、既に実施されている特別支援教育コーディネーターの養成を含め、適切な対策を講じられたいこと。
- 一 地域の安全・安心の要である交番及び駐在所の統廃合にあたっては、治安の低下を招かないように配慮されたいこと。また、校内安全、児童の下校時におけるパトロールカー等の巡回についても、より一層努められたいこと。
- 一 香芝警察署について予算計上されているが、早期の進捗を図られたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（米田忠則） 次に、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託しました議案及び請願、並びに去る十二月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長及び議会運営委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。――五番荻田義雄議員。

◆五番（荻田義雄） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げたいと存じます。

先程の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、本会議休憩中に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十六年度議案議第九十九号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月八日に委員会を開催し、付託されました請願三件につきまして、理事者の出席を求め、調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十号「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律ならびに関係法令の遵守に関する請願書」につきましては、全会一致をもちまして、採択とすることに決しました。

次に請願第十一号「産業廃棄物処理施設を抱える市町村に対して財政支援等を求める請願書」につきましては、全会一致をもちまして、趣旨採択とすることに決しました。また、請願第十三号「県民の負担大幅増など福祉医療の改善見直しを求める請願書」につきましては、賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――四十二番小林喬議員。

◆四十二番（小林喬） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

先の定例会より継続審査とされておりました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、一月十四日及び一月三十一日に委員会を開催し、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第六号「第二阪奈有料道路と阪奈道路合流部から菅原交差点の間で建設中の高架道路の早期完成を求める請願」につきましては、賛成多数をもちまして、採択とすることに、請願第七号「一般国道三〇八号線改築工事に関する請願書」につきましては、議決をしないものとして、不採択とすることに決しました。

なお、委員からは、道路建設にあたって、地域住民に十分な説明を行いながら執行されたいとの要望がありました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、文教委員長の報告を求めます。――四番奥山博康議員。

◆四番（奥山博康） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月八日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第九号「小、中学校教科書採択制度の改善を求める請願書」につきましては、賛成多数をもちまして、採択とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き

続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、議会運営委員長の報告を求めます。一一三十五番秋本登志嗣議員。

◆三十五番（秋本登志嗣） （登壇）議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る三月七日の本会議におきまして、議会運営委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、三月十日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第十二号「奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との編入合併に伴い奈良県議会議員の選挙区について合併特例法第十五条第一項の特例を適用しない事を求める請願書」につきましては、慎重に審査する必要がありますので、全会一致をもちまして、継続審査とすることに決しました。

よって、地方自治法第百九条の二第四項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、議会運営委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、九番田中美智子議員に発言を許します。一一九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） （登壇）新しい歴史教科書をつくる会奈良県支部より提出されている請願第九号「小、中学校教科書採択制度の改善を求める請願書」について、反対討論を行います。

教科書問題が社会問題になっていることは周知のとおりです。教科書問題は、日本の過去の戦争を正当化し、憲法や教育基本法をないがしろにしようとする人たちによって常に引き起こされてきました。それは南京事件、強制連行、従軍慰安婦など、侵略や植民地支配の実態を自虐的だとして教科書から抹殺しようとしたことなどでした。そういう人たちが新しい歴史教科書をつくる会を結成し、二〇〇一年、新しい歴史教科書を出版しました。しかし、本当の歴史を学びたい、教えたいという声が、つくる会教科書の採択率を限りなくゼロに近づけました。

また、教科書問題では中国や韓国などアジア諸国から厳しい批判を浴びてきました。過去の戦争についてこれらの国々と共通した歴史認識を持つとしない日本の姿勢が批判されたのです。教科書問題は内政問題ではありません。第二次大戦に至る過程と大戦そのものをどのように認識するのかという重大問題です。つくる会教科書は、四年前の採択で採

採率〇・〇三九%という結果でした。今回は一〇%を確保するという号令をかけ、文部科学省に採択制度の改善を迫りました。それが採択区の大幅増と見本本の決定前公表の規制でした。しかし、新聞報道によれば、つくる会自身が見本本を教育委員会関係者に渡していることが判明しました。これが事実とすれば、みずからの教科書を採択させるために行われた制度改善さえ守らない、つくる会の態度は許すことはできません。

請願書は、教科書の採択権は教育委員会にあるとしていますが、法的根拠はありません。あるとすれば、決裁の権限があるにすぎません。毎日教科書を使って教える現場の教員の意見をなぜ軽視したり排除したりするのでしょうか。I L Oとユネスコの教師の地位に関する勧告では、教師は教科書の選定並びに教育方法の適用について不可欠の役割を与えられるべきとあるように、教科書採択の際に現場の教員の意見が重視されるのは国際的な常識です。なお、大量の教科書を教育委員が読み、適切な判断を下すことが本当にできるのでしょうか。

請願書は、学習指導要領の社会科歴史的分野の目標第一項を挙げ、歴史教科書の採択基準にせよと言っています。そのねらいは、我が国の文化と伝統、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てることにあると言えます。言いかえれば、前者は神話と天皇制であり、後者は愛国心にほかなりません。このような採択基準で選ばれた教科書は、二十一世紀を担う子どもたちにふさわしくありません。

請願書は、外国からの圧力などに断じて屈しないことと、一方的に断じています。ご承知のように、一九八二年の教科書問題のとき、当時の文部省は、検定基準に近現代におけるアジア諸国との関係の記述に配慮するという近隣諸国条項をつけ加えました。これは採択の際も十分考慮しなければなりません。国際化の時代にあつて、他国との対話と相互理解を進めることはますます重要です。独善的な歴史認識で戦争を美化し歴史を欺瞞しようとしたり、アジアにおける平和のための努力に背を向けることは許されません。近隣諸国条項は自虐的との下村文部科学省政務官の発言、三・一独立運動記念式典でのノ・ムヒョン韓国大統領の演説、島根県議会「竹島の日」条例可決などは、すぐれて歴史認識と近隣諸国条項にかかわる重大な問題であります。

最後に、この請願書を県議会が採択することは、教育委員会の独立性を損なうものであることのおそれがあることを指摘して、反対討論を終わります。

○議長（米田忠則） 次に、二番浅川清仁議員に発言を許します。――二番浅川清仁議員。

◆二番（浅川清仁） （登壇）議長のお許しを得まして、ただいまより、請願第九号「小、中学校教科書採択制度の改善を求める請願書」について、賛成の討論をさせていただきます。

各学校で使用される教科書は、我が国の未来を担う子どもたちの成長に大きな影響を与えるものであり、学校教育の中核となる最も重要な教材であります。しかし、一方で、中学校社会科歴史的分野の教科書採択にかかわって、超過激派による放火や脅迫事件が起こり、また、三重県では贈収賄事件が発覚し、あつてはならない不祥事が起こりました。当

然のことながら、公正公平な教科書採択を行うに当たって、市町村教育委員会が採択権者としての権限に基づき、その責務を果たすことは必須であります。

また、子どもたちが使用する教科書がどのようなもので、どのように採択されたのかということは、保護者や県民の大きな関心事であります。現在検定済み教科書は八種類ありますが、県民はそれらを知る権利、また知る必要があります。そして、それらの教科書を比較し議論する自由はだれにでも保障されなくてはならないのではないのでしょうか。教科書の採択は密室にこもるのではなく、公開の場で広く県民の討議にゆだねられるべきであると考えます。採択権者がその声を静かに耳にし判断を下すことは、採択の現場を混乱させるどころか、民主社会の要件である公開の精神に基づいた公正の感覚をより一層助長するものであると私は信じております。保護者、県民の願いとして、今以上に情報公開に努め、開かれた採択の実現を願うものであります。

ここまで述べてきたことにかかわって、県教育委員会がその指導性を発揮されることは当然のことであり、県が市町村教育委員会への指導・助言・援助のために作成する教科用図書の採択基準や教科用図書の選定資料などについて、一層充実を図られるよう強く期待するものであります。

以上のことから、本請願の採択に賛成するものであります。どうか議員各位におかれましては何とぞご理解を賜り、絶大なるご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論いたします。

○議長（米田忠則） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、平成十七年度議案、議第一号、議第八号、議第十八号から議第二十三号、議第二十六号、議第二十八号、議第三十八号及び議第四十二号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案十二件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、平成十七年度議案、議第三十九号について、起立により採決します。

本案については、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、請願第六号及び請願第七号について、起立により採決します。

以上の請願二件については、建設委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の請願二件については、建設委員長報告どおり決しました。

次に、請願第九号について、起立により採決します。

請願第九号については、文教委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第九号については文教委員長報告どおり決しました。

次に、請願第十三号について、起立により採決します。

請願第十三号については、厚生委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第十三号については厚生委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成十七年度議案、議第二号から議第七号、議第九号から議第十七号、議第二十四号、議第二十五号、議第二十七号、議第二十九号から議第三十七号、議第四十号、議第四十一号、議第四十三号から議第四十五号、及び平成十六年度議案、議第九十号から議第九十八号、報第二十五号、報第二十六号については予算審査特別委員長報告どおりに、平成十六年度議案、議第九十九号、及び請願第十号から請願第十二号、並びに議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告及び議会運営委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおりに決しました。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、二番浅川清仁議員より、意見書第一号、北朝鮮への経済制裁の検討を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、浅川清仁議員に趣旨弁明を求めます。――二番浅川清仁議員。

◆二番（浅川清仁）（登壇）意見書第一号、北朝鮮への経済制裁の検討を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

北朝鮮への経済制裁の検討を求める意見書（案）

第三回日朝実務者協議において、北朝鮮から横田めぐみさんのものとして提供された遺骨がDNA鑑定の結果、全く別人のものであることが判明した。その後、北朝鮮は「遺骨鑑定結果は捏造」であると公表、またその他の物証についても多くの疑問点や矛盾点が指摘され、甚だ不誠実なものであり到底許されるものではない。

北朝鮮のかかる行為は家族の願いを踏みにじるばかりでなく、我が国民の尊厳を著しく損なうものであり、国家的重大犯罪に対する反省も誠意も感じることが出来ない。

また、核を保有していることを明言し、今後の六ヶ国協議に参加しない旨を公表した。

よって、国におかれては、こうした北朝鮮の不誠実な対応に厳重な抗議を行い、北朝鮮の制裁に関連する国内法の整備をするとともに、食料支援の凍結、経済制裁の積極的な発動を検討すべきであり、再び六ヶ国協議を実現して、核・拉致問題の全容を速やかに解明し、早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（米田忠則） 十八番上松正知議員。

◆十八番（上松正知） ただいま浅川清仁議員から提案されました意見書第一号、北朝鮮への経済制裁の検討を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま浅川清仁議員から提案をされました意見書第一号、北朝鮮への経済制裁の検討を求める意見書案に賛成をいたします。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、二番浅川清仁議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----



○議長（米田忠則） 次に、三番上村庄三郎議員より、意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、上村庄三郎議員に趣旨弁明を求めます。――三番上村庄三郎議員。

◆三番（上村庄三郎） （登壇）意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書（案）

第二次世界大戦の終結と同時に、中国北東部、北朝鮮、サハリン等において、スターリン体制下のソ連の捕虜となった我が国の軍人、軍属は、ポツダム宣言の「捕虜即時帰国」に違反し、シベリア各地へ連行され、ソ連に対する賠償のための役務提供という名目で長期間にわたって過酷な強制労働を課せられた。

こうしたシベリア抑留者は六十万人を超え、氷点下四十度の山間僻地の荒野での酷寒、飢餓、重労働という三重苦により、六万人を超える尊い命が犠牲になった。

シベリア抑留者の労働賃金は、一九五六年の日ソ共同宣言によってソ連への請求権が放棄されるとともに、国に未払い賃金の補償を求めた訴訟に対する一九九七年の最高裁判決でも、戦争に伴う犠牲、損害として国民のひとしく受忍すべきところであり、戦争損害に対する補償の要否及びあり方は、立法府の政策判断に委ねられるとされている。

しかし、南方地域における捕虜の労働賃金については、帰国時にGHQの指示により国が捕虜期間中の賃金を支払った経緯があり、シベリア抑留者との間に大きな取り扱いに不公平な格差がある。

よって、国におかれては、シベリア抑留者への未払い賃金の支払いを解決するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま上村庄三郎議員から提案されました意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書案は、関係者の多年にわたる悲願でありますので、賛成いたします。

○議長（米田忠則） 二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） ただいま上村庄三郎議員から提案されました意見書第二号、シベリア抑留者未払い賃金の支払いを求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、三番上村庄三郎議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、二十五番中辻寿喜議員より、意見書第三号、障害者支援施策の充実に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、中辻寿喜議員に趣旨弁明を求めます。――二十五番中辻寿喜議員。

◆二十五番（中辻寿喜） （登壇）意見書第三号、障害者支援施策の充実に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第三号

障害者支援施策の充実に関する意見書（案）

厚生労働省は、昨年十月十二日に「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を公表し、去る二月十日には、閣議決定の後、「障害者自立支援法案」として、国会に上程した。

この「改革のグランドデザイン案」とそれに基づく「障害者自立支援法案」は、施策体系の再編をはじめとして、現状の福祉施策を大きく転換させ、サービス利用者である障害者から「応益負担」としての費用負担を求めるとともに、市町村が審査会を設置して、一元的なサービス体制を構築する責務を負うことなど、障害者をはじめ支援団体、地方自治体等の関係者に与える影響は極めて大きく、慎重な検討が必要となる内容である。

障害者施策としては、一昨年、新しい障害者施策としての「支援費制度」がスタートしたばかりであるにもかかわらず、財源論だけを優先して「障害当事者」や「地方自治体」からの不安や反対の声を無視した拙速な議論の進め方には問題があるものと思われる。

この法案が本国会で決定されれば、平成十八年一月から利用者の費用負担もはじまり、障害者の地域生活に大きな影響を及ぼすこととなり、混乱を招くことは必至である。

よって、国におかれては、障害者自立支援法案を議論するにあたっては、次の事項に留意されるよう強く要望する。

- 一 「障害当事者団体」や「地方自治体」など、関係機関への公聴会を開催し、この法案に対する意見を十分に聴取した上で必要な見直しを行うこと。
- 一 サービス利用者にとって、現状の「支援費制度」からサービス内容が後退することのない内容にすること。
- 一 必要な事業費には、すべて国が義務的負担をする等財政的責任を明確にすること。
- 一 障害者の地域生活基盤整備のための財源を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 八番山村幸穂議員。

◆八番（山村幸穂） ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第三号、障害者支援施策の充実に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十番高柳忠夫議員。

◆二十番（高柳忠夫） ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第三号、障害者支援施策の充実に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、二十五番中辻寿喜議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、九番田中美智子議員より、意見書第四号、日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中美智子議員に趣旨弁明を求めます。――九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） （登壇）意見書第四号、日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第四号

日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書(案)

今年是被爆六十周年である。広島、長崎の原爆投下の惨禍を改めて胸に刻み、被爆国の日本が、核兵器廃絶を世界に訴えることが強く求められている。

特に今年五月には、ニューヨークでNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議が開かれる。二〇〇〇年に開かれたこの会議では、核保有国を含む百八十七のすべての参加国が「核保有国は、自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束する」との約束を含む最終文書に合意した。五月のNPT再検討会議では、この約束の誠実な実行を核保有国に求めることが求められている。

この会議にむけて、核兵器廃絶を求める新アジェンダ連合や非同盟諸国をはじめとする世界の圧倒的多数の国々が足並みをそろえ、また広島市長、長崎市長をはじめとする「平

和市長会議」も世界の市長やNGOに呼びかけて、核兵器廃絶を求める立場から、核兵器廃絶を求める大規模な行動を計画しているところである。

また、再検討会議直前の四月下旬には、メキシコで非核地帯に属する百八カ国の代表が初の「非核地帯会議」を開催し、核保有国に「核兵器廃絶への明確な約束」の履行を迫る宣言を採択することも計画されている。

一月に開催された全国市長会が「核兵器の廃絶を求める決議」を採択し、再検討会議を「核兵器廃絶を進めるうえで大変重要な意義をもつ会議」と位置づけ、核兵器廃絶にむけた国内外の世論の一層の喚起を求めている。

よって、国におかれては、平和と核兵器廃絶を求める立場から、再検討会議において、二〇〇〇年会議合意の誠実な実行、とりわけ核保有国の核兵器廃絶の達成の約束の実行を各国にせまる先頭に立つことを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十九番吉川政重議員。

◆十九番（吉川政重） ただいま田中美智子議員から提案されました意見書第四号、日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） 四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） ただいま田中美智子議員から提案されました意見書第四号、日本政府が核兵器廃絶の強いイニシアチブを発揮するよう求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、九番田中美智子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、六番田中惟允議員より、意見書第五号、国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中惟允議員に趣旨弁明を求めます。――六番田中惟允議員。

◆六番（田中惟允） （登壇）意見書第五号、国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。  
意見書第五号

## 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書（案）

国土の七割、我が県土においては、約八割を占める森林は木材の産出のみならず、国土の保全、水資源のかん養など国民生活に欠くことのできない機能を保有している。また里山は人と共生する身近な自然として、地域における伝統文化を育み、環境の保全や景観の形成、生物の多様性の確保といった様々な役割を果たしている。

私たち奈良県民は四方を青垣に囲まれ、特にこうした多様な森林の恩恵を受けてきており、全国にも同様の思いを抱く県が数多くあると確信する。現在「海の日」は七月の第三月曜日として制定され、海の恩恵に感謝する日として取り組まれている。しかし、奈良県においては、山の名前が歴史の中に登場していることも相まって、文化の香りを感じ、都市の喧騒から開放され、人と山との触れ合いが深まる時期と重なっている。

二十一世紀は「環境の世紀」とも言われており、自然との共生が課題となる中、海とともに身近な自然である山の役割や恩恵について、国民全体が感謝の意をこめて振り返る契機を設けることは、誠に意義深いものがある。

よって、国におかれては、こうした点にかんがみ、国民の祝日に関する法律を改正し、七月の第三月曜日を「海の日・山の日」として制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 一番井岡正徳議員。

◆一番（井岡正徳） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第五号、国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） ただいま田中惟允議員から提案されました意見書第五号、国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、六番田中惟允議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----

○議長（米田忠則） 次に、十七番畠真夕美議員より、意見書第六号、低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――十七番畠真夕美議員。

◆十七番（畠真夕美） （登壇）意見書第六号、低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書（案）

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故その他頭頸部や全身への強い衝撃によって、脳脊髄液が慢性的に漏れ続ける病気である。この病気の症状は、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感など、さまざまな症状が複合的に現れるもので、この病気で苦しんでいる患者が全国から数多く報告されている。

しかし、これまで医療現場においては、原因が特定できない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」とされ、患者の肉体的、精神的苦痛を軽減することはおろか、むしろ理解されることなく、苦痛を助長する現状であった。最近このような症状は脳脊髄液の減少に起因することが究明されてきており、この病気に対する治療法（ブラッドパッチ療法）が開発され、その治療効果が明らかになってきている。

髄液漏れに関する医学論文等の報告は数多くあるものの、認知が高いとは言えず、いわゆる「むち打ち損傷」を原因とする脳脊髄液減少症の治療であるブラッドパッチ療法が保険で認められていないのも、普及が進まない原因であるかと思われる。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 交通事故後の後遺症で苦しむ患者、外傷による髄液漏れの患者の実態調査を実施すること。
- 一 低髄液圧症候群についての更なる研究の推進と、ブラッドパッチ療法を含め、いわゆる「むち打ち症」の治療法を早期に確立すること。
- 一 低髄液圧症候群の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等に対して保険を適用すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 七番藤本昭広議員。

◆七番（藤本昭広） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第六号、低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）の治療推進を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十四番菅野泰功議員。

◆二十四番（菅野泰功） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第六号に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、十七番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、二十九番吉川隆志議員ほか六名から、平成十七年度議案、議第四十六号「奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例」、及び議第四十七号「市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

三十五番秋本登志嗣議員に提案理由の説明を求めます。――三十五番秋本登志嗣議員。

◆三十五番（秋本登志嗣） （登壇）ただいま上程されました二件の条例案につきまして、提案者七名を代表いたしまして、提案理由を説明いたします。

まず、奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成十七年四月一日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入することに伴い、公職選挙法に基づき、現在の「添上郡・奈良市選挙区」と「山辺郡選挙区」を、「山辺郡・奈良市選挙区」に改正することとしたものであります。

次に、市町村の合併に伴う奈良県議会の議員の選挙区の特例に関する条例案につきましては、先に説明しました奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例による改正後の条例の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律等に基づき、市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における選挙区の特例を定めるものであります。

県下における市町村の合併は、今回の奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併、また平成十七年九月二十五日に五條市・西吉野村・大塔村が合併し、他の地域でも精力的に検討が行われ、市町村合併の推進に取り組まれています。合併特例法がこれからも適用されることから市町村の姿が確定したとはいえ、今後の動きを見極めたうえで、選挙区を決定することが地域の均衡ある発展のためには必要であります。

このため、合併の日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日まではなお従前の選挙区によることとする包括的な特例条例を定めようとするものであります。

併せまして、この特例条例の附則で、次の一般選挙の告示日の前日までに、今後の市町村合併の状況あるいは国勢調査の結果による人口の状況等を勘案して、奈良県議会の議員の選挙区、各選挙区における議員の数等を見直し、必要があると認めるときは、先に説明しました奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例及びこの特例条例の改正等必要な措置を講ずるものとするを明記しています。

また、今回の二件の条例案については、奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併日である平成十七年四月一日から施行することといたしたく提案をした次第でございます。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（米田忠則） お諮りします。

以上の議案二件については、質疑、委員会付託、及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

平成十七年度議案、議第四十六号及び議第四十七号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案二件については、原案どおり可決されました。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
△議員派遣の件

平成十七年三月二十五日

次のとおり議員を派遣します。

欧州行政調査派遣

（一）目的

本県の重要課題のうち、高齢者福祉、廃棄物処理、広域行政制度等について、欧州の先進事例を調査し、県政の推進と県民の福祉の向上に資する。



(二) 場所

デンマーク、イタリア、フランス

(三) 期間

平成十七年四月十八日（月）～四月二十七日（水）までの十日間

(四) 参加者

吉川隆志      上村庄三郎      丸野智彦  
秋本登志嗣      小泉米造      飯田 正

-----  
○議長（米田忠則） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（米田忠則） これをもって平成十七年二月第二百七十四回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（米田忠則） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

二月二十八日に開会いたしました本定例会も、平成十七年度予算案をはじめ、上程された議案は継続審査となりました請願一件を除きまして、すべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

この間、議員各位におかれましては、多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始極めて慎重かつ熱心に調査、審議いただき、議会運営にご協力いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第です。

知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分に尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、新年度を間近に控え、皆様におかれましては、公私ともにご多忙のことと存じますが、時節柄、健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎知事（柿本善也） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る二月二十八日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、平成十七年度一般会計予算案をはじめ多数の重要案件につきまして、開会以来長期間にわたり慎重な

ご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠に同慶にたえないところでございます。

ここに成立を見ました平成十七年度予算の適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及びただいま議長からお述べのご趣旨に即しますとともに、本会議並びに各委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましてはご健康に留意いただきまして、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後三時二十九分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	米田忠則
同 副議長	吉川隆志
署名議員	岩城 明
署名議員	田尻 匠
署名議員	国中憲治